

令和2年 No.52

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

所得税法等の改正における国立大学法人が実施する研究等支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の導入に伴い、税額控除対象法人としての証明を受けるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年10月2日 基金会議 審議・承認

令和2年10月14日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年10月15日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第28号

東京学芸大学基金管理運営規程一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：所得税法等の改正における国立大学法人が実施する研究等支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の導入に伴い、税額控除対象法人としての証明を受けるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。</p> <p>(1) 学生に対する支援事業</p> <p>(2) 国際交流の支援事業</p> <p>(3) 学芸むさしの奨学金事業</p> <p><u>(4) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上（以下「研究等」という。）の支援事業</u></p> <p><u>(5) 教育研究活動等への助成事業</u></p> <p><u>(6) キャンパス環境の整備・充実事業</u></p> <p><u>(7) その他教育研究上必要な事業</u></p> <p>2 基金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。</p> <p>3 <u>第1項第4号に規定する研究者とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項若しくは第120条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項若しくは第120条第2項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう（以下同じ。）。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>(研究等支援事業の基金)</u></p> <p><u>第10条 第5条第1項第4号に掲げる事業の支援に充てられる寄附資産等は、研究等支援事業の基金とし、他の号に掲げる事業の支援に充てられる寄附資産等と</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。</p> <p>(1) 学生に対する支援事業</p> <p>(2) 国際交流の支援事業</p> <p>(3) 学芸むさしの奨学金事業</p> <p><u>(4) 教育研究活動等への助成事業</u></p> <p><u>(5) キャンパス環境の整備・充実事業</u></p> <p><u>(6) その他教育研究上必要な事業</u></p> <p>2 基金は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。</p> <p>〔省略〕</p>

は独立して管理するものとする。

(研究等支援事業の基金の使途)

第11条 研究等支援事業の基金は、次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。

(1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

(2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

(3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(研究等支援事業の基金の使途の変更の禁止)

第12条 研究等支援事業の基金に対して拠出された寄附資産等の使途は、変更してはならない。

(現物資産活用の基金)

第13条 〔省略〕

(東京学芸大学基金会議)

第14条 〔省略〕

(委員長及び副委員長)

第15条 〔省略〕

(委員長及び副委員長の任務)

第16条 〔省略〕

(会議)

第17条 〔省略〕

(資金管理)

第18条 〔省略〕

(顕彰)

第19条 〔省略〕

(庶務)

第20条 〔省略〕

(規程の改廃)

第21条 〔省略〕

(補則)

(現物資産活用の基金)

第10条 〔省略〕

(東京学芸大学基金会議)

第11条 〔省略〕

(委員長及び副委員長)

第12条 〔省略〕

(委員長及び副委員長の任務)

第13条 〔省略〕

(会議)

第14条 〔省略〕

(資金管理)

第15条 〔省略〕

(顕彰)

第16条 〔省略〕

(庶務)

第17条 〔省略〕

(規程の改廃)

第18条 〔省略〕

(補則)

第22条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

第19条 〔省略〕

〔省略〕